9月定例議会 一般会計538万円の追加を議決

去る9月21日岩室村第3回定例議会が招集され，会期1日で全議案満場一致で可決された。議案の内容は概ね次のとおりであった。

1. 寄附採納願い　8件
2. 村税の減免について（公費の扶助を受けているもの）1件
3. 条例の制定及び一部改正　記号式投票に関する条例の制定及び税条例，消防団条例の一部改正等　3件
4. 予算　岩室村一般会計才入才出追加更正予算外特別会計予算　4件
5. 請　願　1件
6. その他　1件

以上19議案が審議されたのであります。

以下御参考迄に一般会計の才入才出追加更正予算について御紹介いたします。

一般会計昭和38年度岩室村歳入歳出追加更正予算　（第2回）

歳　入

項目	前回までの累計額	追加更正予算額	予算現計	概要説明
村税	31,549,000	210,000	31,759,000	入湯税増加分
地方交付税	33,520,000	3,500,000	37,020,000	普通地方交付税1,500,000　特別交付税2,000,000
公営企業及財産収入	163,900	29,550	193,450	未墾地売却代金
分担金及び負担金	1,515,339	300,890	1,816,229	予防接種及び投薬関係分担金
国庫支出金	2,199,611	308,882	2,508,493	土木災害復旧事業費国庫負担金外
県支出金	3,765,540	160,125	3,925,665	産休代替職員費負担金外
寄附金	1,993,600	346,300	2,339,900	岩室舗装寄附金外
雑収入	8 474,468	26,000	8,500,468	不用品売払代
繰越金	5,400,000	500,452	5,900,452	前年度歳計剰余金
歳入合計	93,155,483	5,382,199	98,537,682	

歳　出

項目	前回までの累計額	追加更正予算額	予算現計	概要説明
議会費	2,651,870	96,000	2,747,870	議員研修旅費
役場費	28,901,460	561,090	29,462,550	産休代替職員賃金外　庁用備品等購入費　新村建設促進費100,000
消防費	3,051,920	77,600	3,139,520	部長及び団員報酬等
土木費	14,019,375	731,300	14,750,675	石瀬地内県道改修260,000　岩室地内県道舗装250,000　待避所設置260,000 その他工事請負費等
教育費	15,065,718	817,092	15,882,810	ミルク給食関係工事代金外　プールサイド工事費不足分100,000
社会及び労働施設費	4,538,807	△ 16,200	4,522,607	費目更正により減額
保健衛生費	1,502,025	379,390	1,881,415	ワクチン及び薬剤関係購入代
産業経済費	14,795,582	955,024	15,750,606	スピードダスター導入補助200,000 国民保養温泉関係130,000　岩室地区振興協議会助成金228,500　入湯税還元工事0131,50
財産費	662,600	70,000	732,600	家畜管理所増築工事40,000　新潟放送出資金30,000
統計費	36,675	19,085	55,760	各種統計事務費
選挙費	429,600	40,000	469,600	公明選挙話し合い学習費
諸支出金	4,847,590	1,651,818	6,499,48	巻高等学校整備負担金401,790 巻農高整備負担金18,990　巻工高整備負担金247,760 吉田商高整備負担金617,690　吉商定時制振興会負担金10,740 西蒲原地区林業改良協会負担金44,900　特別会計間瀬簡易水道へ繰出260,000
歳出合計	93,155,483	5,382,199	98,537,682	

註　本表における概要説明は今回の追加予算についての説明である。

以上掲げましたとおり今回の追加予算も第1回の追加予算同様極めて大巾な追加でありますが，しかしこれも真に止むを得ないものばかりであります。予算現計も既に一億に近い大型な数字を示しております。従って財源的にもヤヤ苦しい面もございますが，何んとか各位の御協力と御支援によって不健全にわたらない財政の運営に万全を期し，御期待に添うべく努力いたしている次第であります。

清い票積もってよい国　よい政治

間瀬、和納地区の巡回文庫を中旬頃交換の予定です。
精々御利用下さい。

希望の本があったらどうぞ

○本の名
○発行所
希望者　住所
氏名

年寄のしあわせを守る　老人福祉法（上）

「としより」の健康保持と生活安定の措置を講じ老人の福祉をはかることを目的とした「老人福祉法」が八月一日から施行された。

今若いと思っても将来必ず到達する老人への道。老後の福祉対策を国はどのように考えているのだろうか。そのナカミをのぞいてみよう。

老人福祉の原理

1 老人は多年にわたり社会の進展に寄与したものとして敬愛され，かつ健全で安らかな生活が保障されること。

2 老人は老令に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持しその知識と経験を社会に役立たせるように努めること。

3 老人は、その希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会、その他社会的活動に参与する機会を与えられること。

4 さらにまた国および地方公共団体は老人の福祉を増進する責務を有し、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当っては、その施策を通じて前述の老人福祉原理が具現されるように配慮しなければならない。これは老人の福祉を私的扶養のみに委ねることなく、社会共同の責任において増進すべきことを宣言したもので、国及び地方公共団体は、この法律による福祉の施策はもちろん、保健、医療、所得、労働、住宅、公租公課などの施策にあたって基本的理念を具現するよう配慮すべきことを明記している。

5 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、事業の運営にあたり、老人の福祉が増進されるよう努めること。

以上が老人福祉の原理で、それによって老人福祉施策の方向が示されたわけであるが、この法律は、すでに他の制度により制度的措置が講ぜられているものについては、その内容は原則として各種の制度に委ね、この法律では他方により考慮されていないことのみについて一元的に規定することとされた。

施策の内容

1 健康診断

すべての老人を対象とする指置として老人健康診断がある。

老人は一般に病気にかかる率が高いので、積極的に受診の機会を与えて傷病の早期発見につとめ、老人の健康を守ろうとするもので市町村長が実施主体となり、毎年一定の期日または期間を定めて六十五才以上の老人を対象に実施するものであり、これには一般診査と精密診査の二種がある。

2 老人ホーム

身体上、精神上または環境上の理由および経済的理由により自宅で養護を受けることが困難な老人（原則として六十五才以上）に対し養護老人ホームに収容することとされた。

これは従来、生活保護法で、老衰のため独立して日常生活を営むことができない被保護者については、養老施設に収容して保護（生活扶助）を行なうこととされていたが、このような考え方を一歩進めて老人福祉の観点から、対象者を被保護者のみならず低所得老人まで拡大した点が大きな相違で従来の養老院よりも一歩前進したものといえる。

また身体上、精神上著しい欠陥があるため常時介護を要するにかかわらず、居宅において、これを受けることができない老人、例えば中風で寝たきりの老人などは全く新らしい施設である特別養護老人ホームに収容する措置をとることになった。

さらに老人ホームの収容と並んで身よりのない老人を適当な家庭にあずけて養護委託も行なわれることとなっている。なお老人ホーム収容者、養護委託された老人が死亡した場合で身よりの者がないときは葬祭を行なう措置がとられることになっている。（つづく）

ガーデントラクターのナンバーは役場で交付

今回車輌運送法の改正により、バイク等と同様に、役場で取扱うことになりました。今迄の「ナンバー」のつけ替えは、十一月頃の農閑期に行う予定でありますが、実施については後日改めてお知らせ致しますのでご協力下さい。

写真は役場で交付されるナンバーの種類
左列上から
白地に黒字の一種90ccバイク用ナンバー　黄地に黒字の二種90cc未満バイク
右列上から
赤紫地に黒字の二種バイク125cc未満用ナンバー
緑地に黒字のガーデントラクター用ナンバー（新潟市の見本）

農業災害補償制度を改正　農作物の共済が中心

昭和三十九年産水稲から適用

この改正では、特に農作物の共済を中心としています。

市町村がもつ農作物共済の事業責任を拡充して、事業運営に自主性をもたせ、その責任を強化している。

共済責任の拡充に伴って、無事戻制度の整備拡充の措置を講ずる。

農作物共済及び蚕繭共済については、耕作面積又は、掃立箔数が一定規模に満たない農業者については、その加入を任意とする。

農作物共済の単位あたり最高の限度を、米麦価の九割にして補てんの充実をはかっている。

この結果、全損の場合の実質補てん金額は、最高の単位当り共済金額を選択した場合、米麦の価格の約六割三分となる。

農作物の共済掛金率は、市町村段階の被害率をもとにしてつくられ、三年ごとに改訂する。

病害虫防止のため必要の施設が整備されているところは、国の指定をうけて、病害虫を共済事故としないことができる。

村長選挙は記号式投票で

選挙管理委員会では、来春早々予想される岩室村長選挙に於て、投票の方法を記号式投票とする事に決し、準備をすすめております。

記号式投票とは、候補者の氏名をすり込んだ投票用紙の上欄に○の記号をつけて（○印を押してもよく、又は書いてもよい。）投票する事です。この方法を採用した事は、投票が簡単となり、無効投票が少く、又開票には投票の効力判定が容易となり、開票事務の簡素化、スピード化が目的であります。

謝礼金を生活困窮者のために

九月はじめ役場厚生課を訪れて「拾得金の謝礼をもらったので、生活に困っている人にあげて下さい」と金二百円を寄附された人がいる。

その人は和納二区の荒物商金子忠治さん（48才）で、路上でお金を拾って届けたところ幸い落し主が出て、謝礼をもらったので寄附されたもの。このお金は歳末たすけあいのお金と一緒に恵まれない人達におとどけすることにしました。

金子さん有難とう。